資産等補充報告書等に係る審査結果報告書

１　審査の対象となった資産等補充報告書

伊東市長等の政治倫理に関する条例（平成３０年伊東市条例第３０号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により審査を求められた資産等補充報告書等は、次のとおりである。

⑴　条例第４条第２項の規定により作成された「資産等補充報告書」

⑵　条例第５条第１項の規定により作成された「所得等報告書」

⑶　条例第６条の規定により作成された「関連会社等報告書」

※なお、上記の報告書を審査するに当たり、条例第４条第１項の規定により令和３年７月３０日付けで作成された「資産等報告書等」を参考資料とした。

２　審査の方法

条例第１０条に基づき設置された伊東市政治倫理審査会において審査した。

⑴　審査会委員　下表のとおり

職	資　格	氏　名
会　長	司法書士	山本　哲正
副会長	税理士	矢崎　良夫
委　員	弁護士	東端　克博
委　員	行政書士	杉山　はるみ

⑵　審査会開催日時　令和７年７月２日（水）午前１０時００分から午前１０時３２分まで

⑶　審査会開催場所　伊東市役所７階特別会議室

３　審査の結果

資産等補充報告書等については、適正に作成、報告されているものと認められた。